

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方
(意見提出期間：平成 29 年 9 月 30 日から同年 10 月 30 日)

21 件の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見と総務省の考え方を以下に示します（提出順）。

No.	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>「総務大臣又は総合通信局長が発給する証票の様式等を定める件等を廃止する件」アマチュア無線では移動する局の送信装置に対して 1 台ずつ証票が発行されている。今までは、証票により正規局である、もしくは正規に登録されている無線機であると証明するものだったが、今後はどう身の証をたてるのか、違法局をどう見分けるのか。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>無線局の確認は、無線局データベースを含め情報通信システムの充実が図られ、例えば総務省電波利用ホームページの「無線局情報検索」においても免許の確認が可能となっており、比較的簡便に確認が出来る状況となっています。このような状況等を踏まえ、免許状や無線局事項書等の備え付け書類による無線局監理でも支障がなく、かつ、規制緩和の観点も考慮し、今回、免許証票を廃止するに至ったものです。</p> <p>なお、今回の制度改正の趣旨及び概要について、引き続き、警察庁や海上保安庁等の関係機関に説明してまいります。</p>	無

2	<p>証票の取扱について、廃止すると許可を受けている無線機であることを確認することが出来ないで、継続の必要があると思う。免許状は常置場所に置いて、移動する無線機の標章は免許されていることの照明でもあるので必須と思う。無申請とかそもそも免許を受けないで使っている人との区別が無くなると思う。また、総通の取締りでも従免と局免か標章の確認で違法局の摘発が出来ているので継続すべきと思う。事務手続きの煩雑さがなくなるだけで、適正な無線局の運用からも継続すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>無線局の確認は、無線局データベースを含め情報通信システムの充実が図られ、例えば総務省電波利用ホームページの「無線局情報検索」においても免許の確認が可能となっており、比較的簡便に確認が出来る状況となっています。このような状況等を踏まえ、免許状や無線局事項書等の備え付け書類による無線局監理でも支障がなく、かつ、規制緩和の観点も考慮し、今回、免許証票を廃止するに至ったものです。</p> <p>なお、今回の制度改正の趣旨及び概要について、引き続き、警察庁や海上保安庁等の関係機関に説明してまいります。</p>	無
3-1	<p>原案に賛成します。</p> <p>電子申請（届）を推進するためにも、また、必要が有って電子申請フォームから紙書式に転記する際の転記の容易さも考慮された書式案だと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	無
3-2	<p>なお 別添1-2の194ページですが別表第二号の三第3 アマチュア局に使用する無線局事項書・工事設計書において工事落成の予定期日 欄で「予備免許の日から月目の日」が2行になっているので、どちらかを削除願います。</p>	<p>アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書（別表第二号の三第3）の「6 工事落成の予定期日」の御意見については、「予備免許の日から月目の日」と「予備免許の日から日目の日」と、</p>	無

		月と日を分けて記載していますので、原案どおりとさせていただきます。	
3-3	また、2枚目の工事設計書欄で送信機毎の欄のうち「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄は、最近流行の狭帯域デジタル通信に伴う電波型式増（F1D, F2B1K13 G7W 等）に伴い、従来型式よりも入力可能な文字数が多くなるよう、欄を大きめにしてください。	「16 工事設計書」の各欄に記載出来ない場合は、適宜、欄を拡大し記載願います。	無
3-4	アマチュア局については「所持する無線従事者資格（外国資格による相当資格含む）の操作範囲すべて」とする「アマチュア局包括免許」を求める意見が多く出されると思うが、アマチュア局の本質を考慮して「許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件」の条件拡大と電波法第九条第2項の届を不要とする条件を定めるのが一つの実現方法だろう。 包括免許化には自己責任度合いが現状より増大するわけだが、それについてはJARLやJARDがどう啓蒙していくかが課題と思われるので「アマチュア局包括免許」の今回の見送りは仕方が無いと思慮する。	アマチュア局の包括免許化に関する御意見については、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。	無
4	今回の改正でも、アマチュア局の社団局関係の必要書類の中で、海外からの短期訪問者が日本の社団局の運用をするためには、「アマチュア局の無線設備の操作のための登録証明書」を総通から取得しなければならないとする、皆が忘れてしまっているような大昔のルールが廃止されず、依然として生き残ってしまっています。 このルールを、今回の改正により不要にできれば、日本とアマチュア無線資格の相互認証を持つ外国のアマチュア無線家が、訪日にあわせて煩わしい事前処理不要で、日本の社団局の運用が可能となります。 ひいては、海外のアマチュア無線家に対する訪日勧誘を促進できると期待できます。 最終的には欧州 CEPT が短期訪問者を対象とする手続き内での相互運用を規定した T/R 61-01 への日本の参加を目指したいところですが、その前段階の第一歩として「アマチュア局の無線設備の操作のための登録証明書」の廃止をお願いいたします。 【個人】	今回の意見募集の対象とは直接関係ない意見となりますので、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。	無
5	無線局免許証票の廃止に賛成しますが、一方で、免許証票には周囲に対して免許された無線設備であることをアピールする効果があります。 移動する無線局の場合、無線局免許状その他の業務書類を無線設備の常置場所に備え付けることから、移動して運用している状況ではその無線設備が正しく免許されたものであることをすぐに証明することが困難です。捜査機関やその他一般の方からの	案に対する賛同意見として承ります。 なお、警察庁や海上保安庁等の関係機関に対して	無

	<p>照会に対して、その無線設備が工事設計書の内容と合致しているかどうかについて、各地方総合通信局で迅速かつ的確に回答できるよう監理体制を整えていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>は、今回の制度改正の趣旨及び概要について、引き続き、説明してまいります。</p> <p>また、各地方総合通信局に対する要望については、その趣旨を踏まえ努めてまいります。</p>	
6-1	<p>(1) 電波法施行規則 ② 免許状掲示義務の一部廃止 関係</p> <p>なお、145MHz 帯 435MHz 帯で横行している大型トラック等の業務使用に対する不法使用の取締等の際 免許の有無確認が厳格に出来るのであれば、歓迎する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>無線局の確認は、無線局データベースを含め情報通信システムの充実が図られ、例えば総務省電波利用ホームページの「無線局情報検索」においても免許の確認が可能となっており、比較的簡便に確認が出来る状況となっています。</p> <p>なお、不法無線局の取締等に対しては、引き続き、警察等の関係機関との連携を密にしながら、迅速に対応出来るよう努めてまいります。</p>	無
6-2	<p>(2) 電波法施行規則 ③ 免許証票の廃止 関係</p> <p>上記の案件に連系しますが、アマチュア局の移動する局に付与されている免許証票は、免許状の写しを携行提示することを条件に、免許証票の廃止は歓迎する。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、アマチュア局の免許状は、「無線設備の常置場所への備え付け」と規定していますが、免許状の写しの携行を否定しているものではありません。</p>	無
6-3	<p>(3) 電波法施行規則 ⑤ 提出書類等(FD 申請)の廃止 関係</p>	<p>案に対する賛同意見とし</p>	無

	電磁記録媒体等での申請は、インターネットが普及した今日では不要と思われ、歓迎します。	て承ります。	
6-4	<p>(4) 無線局免許手続規則 ①②③ 申請書類の縦様式 関係</p> <p>申請書類の横・縦様式は特に異議はありません。また、再免許申請書との共通化も歓迎します。但し、「工事設計書」の欄のうち「発射可能な電波の形式及び周波数の範囲」のサイズは不足のない様に十分な大きさが必要と考えます。また、現行の申請書で無線局事項書の「電波の形式」と工事設計書の「電波の形式」の記載が異なるのは、違和感がある。</p> <p>昨今の一括記載コードでは、真の電波形式が見えていません。今後も免許状に一括記載コードを使用するのであれば、是非包括免許の導入を検討願います。</p>	<p>「16 工事設計書」の各欄に記載出来ない場合は、適宜、欄を拡大し記載願います。</p> <p>その他の意見については、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
6-5	<p>(5) 要望</p> <p>電波法に定める「スプリアス規格の改正(平成17年12月1日施行)」に伴い、猶予期間が11月末までとなっていますが、200Wを越える局及び自作機への対処方法が明確になっていません。単機で400W出力の機材も新技適機種にはなっていない。200W以下の技適機種にリニアアンプを付加して200W以上の免許を有している局の扱いを公開して載きたい。貴局移動通信課がCQ ham radio 10月号で記載している様に自己管理の下で運用することと現時点では、解釈しています。</p>	<p>今回の意見募集の対象とは直接関係ない意見となりますので、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>アマチュア局の無線機について、旧スプリアス規制の無線機でも(財)JARDが新スプリアス規制に適合していることを確認し、保証認定が可能となっている無線機は大量に存在する。これらは、保障認定で今後も使いづけることが出来るのであるが、そうであれば、「旧スプリアス規定で技適を受けた無線機だが、新スプリアス規定に合致していることを確認済み」というカテゴリーを技適制度の中に新たに設け、従来通り技適機として免許させるようにすべきではないのか。</p> <p>日本国は今、国民一人一人の生産性を上げることが国を挙げての課題である。実質的に問題のないものに、無駄な作業と処理、そして無駄なお金を使うような制度はあらためるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の意見募集の対象とは直接関係ない意見となりますので、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
8-1	<p>別表第一号 1 申請者情報において注5(4)において、代理人情報は枠下記載となっております。申請情報の正確を期するため代理人情報を示す枠の構築を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【独立行政法人水資源機構】</p>	<p>現状の様式と同様の取扱で支障ないと考えていることから、原案のままとさせていただきます。</p>	無

8-2	<p>別表第二号の二第2 6送信機内の製造者名 情報が新設されておりますが、製造者の名称変更や合併等から扱いについて（変更申請の対象判断等）の注釈を希望します。</p>	<p>また、送信機の製造者名については、現状も海岸局の場合に限り記載させており、改正案でも注釈において海岸局に限り記載することとしています。</p>	無
9-1	<p>○該当の頁番号 添付 1-2 10 頁(別表第 1 号)「再免許申請書 3」及び 266 頁(別表 7 号)「廃止届 2」</p> <p>○該当箇所 ・上記の再免許申請書及び廃止届の別表様式の記載事項（追加）</p> <p>○意見 無線局免許申請等手続きの簡素化、電子申請化等のための省令等改正案に基本的に賛同いたします。 なお、加えて無線局を正しく特定し、誤申請等をなくすため、次の点について意見を提出いたしますので、検討願います。 ・対象無線局を正しく特定するため、再免許申請書及び廃止届出書に「免許の有効期限」の記載事項欄を追加されたい。</p> <p>○理由説明 ・再免許申請書の「免許の有効期間」（記載事項追加）は、法第 13 条及び施行規則第 8 条並びに告示 429 号（平成 19 年）で定められた免許の有効期間満了以前の有効期間を持つ無線局が存在するため、当該無線局についての免許有効期間（再免許時期）の確認が必要である。また、廃止届出書にあつては、免許期間終了後（免許失効後）の誤った廃止届出ミスを防ぐことが必要であるため、免許の有効期間の確認（記載事項追加）が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 全国自動車無線連合会】</p>	<p>「無線局データベースを有効に活用し、申請者の負担軽減を図る観点から、再免許申請等の記載事項は申請に必要な事項にしたものであり、「免許の有効期限」は、無線局データベースを活用することで確認ができることから、申請者の負担軽減を図るため記載事項にしていません。従って、原案のままとさせていただきます。</p>	無
9-2	<p>○該当箇所 ・全ての申請書及び届出書の免許に関する記載事項の共通化（要望）</p> <p>○意見 無線局免許申請等手続きの簡素化、電子申請化等のための省令等改正案に基本的に賛同いたします。 なお、加えて無線局を正しく特定し、誤申請等をなくすため、次の点について意見を提出いたしますので、検討願います。</p>	<p>それぞれの書類により申請者に記載して頂く事項（求める事項）が違います。申請者に記載して頂く事項は、申請等に必要事項に留めたいことから、原案のままとさせていただきます。</p>	無

	<p>・申請書及び届出書の免許に関する記載事項については、共通事項をもって当該無線局を特定させるため、記載事項の統一化を図られたい。</p> <p>○理由説明</p> <p>・変更申請等、その他の申請書及び届出書についても、免許の有効性の確認及び特定化のため、申請書等の様式改正に合わせて記載確認事項（無線局の種別、識別信号、免許番号、免許年月日、免許の有効期間）の共通化・統一化が望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 全国自動車無線連合会】</p>		
10	<p>今般の改正事項のうち、アマチュア無線局関係については、再免許申請期間の緩和、再免許申請の際の工事設計書等の提出省略および業務日誌備え付けの省略等、既に簡素化が実施済のものが見受けられ、アマチュア無線局には先行した緩和措置をとっていただいていることに感謝申し上げるところです。</p> <p>しかしながら、アマチュア無線従事者は、日頃、免許申請等の手続きとは縁遠いため、非常に不慣れであり、いまだに苦手意識が非常に強いので、今後、より一層の免許手続き等の簡素化や運用の利便性の向上を希望いたします。</p> <p>なお、当連盟は、アマチュア無線局の各種免許申請書用紙の頒布を行っており、用紙の改訂にあたっては、アマチュア無線従事者にも分かり易く記載できるように、総務省担当課と綿密な連携をとっていただけるよう格別のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、改正前の旧様式による各種免許申請書類は、相当数が市場に出回っているため、省令施行後においてもなるべく長い期間使用できるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、様式改正の施行日は平成 31 年 1 月 1 日を予定しており、その時点で調製済みの申請等書類については、当分の間使用可能とする経過措置を設ける予定です。</p>	無
11	<p>件名の件について次の要望があります。</p> <p>少し前の改定時に 1 アマ受験時の免除科目から 1 級無線技術士（以下 1 技）には科目免除がなくなりました。</p> <p>1 技があれば 1 通の科目免除が受けられるにもかかわらずこれは極めて不合理である。ぜひ復活を望みます。</p> <p>今回のパブリックコメントと少し範囲が異なっているかもしれませんが是非改定をしてください。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>今回の意見募集の対象とは直接関係ない意見となりますので、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
12	<p>27MHz 帯簡易無線は、平成 24 年総務省告示第 471 号周波数割当計画の施行により平成 25 年 1 月 1 日に削除されたにもかかわらず、依然として技術基準が総務省令および告示に規定されており、パーソナル無線と同じ状況にある。</p> <p>次の 2 規則 1 告示の下記の箇所は、今回の改正にあわせ削除すべきものである。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、しかるべき措置を講じたいと考えています。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ○無線設備規則 <ul style="list-style-type: none"> ・第 54 条第 3 号 27MHz 帯の周波数の電波を使用するもの ○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 条第 1 項第 4 号の 4 27MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が 1 ワット以下のもの ・別表第 1 号 技術基準適合証明のための審査 「第 2 条第 1 項第 4 号の 4 の無線設備」の項 ・別表第 2 号 工事設計の様式「第 4 アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯若しくは 900MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局（中略）の工事設計書」から「27MHz 帯」の文言 ・様式第 7 号 特定無線設備の種別 第 2 条第 1 項第 4 号の 4 に掲げる無線設備 UY ○簡易無線局の周波数及び空中線電力 告示 <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項 無線操縦発振器を使用する簡易無線局 <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13-1	<p>1. 電波法施行規則改正案（書式の整備）について アマチュア局の無線局事項書・工事設計書の書式を電子申請画面に準じたものにすることに賛成する。 併せて、電子申請した際に、XML と共に書面と同様の書式で入力内容を pdf 出力・保存ができるよう、システムの改良を希望する。なお同様のシステムが、国税庁 e-Tax にて実現されており、所得税申告時に、入力内容を申告書と同書式で pdf 出力でき、内容の確認・手元控として有効に機能している。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。 入力内容の出力・保存については、要望として承ります。</p>	無
13-2	<p>2. 無線局免許証票の廃止 証票の廃止に伴い、それに代わって新たに別の書類の携帯を義務付けられることはないと解釈する。その解釈が成立する限りにおいて、手続の簡素化につながり、行政・免許人双方に利益となることから、免許証票の廃止に賛成する。 なお、いわゆる「電波検問」の際、正当な無線局であることをどのように証明すればよいか、ご教示願いたい。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。 なお、免許証票の廃止に代わる新たな規制は、現在のところありません。 なお、御意見については、今回の制度改正の趣旨及び概要について、引き続き、警察庁や海上保安庁等の関係機関に説明してまいりま</p>	無

		す。 また、地方総合通信局における捜査機関からの対応についても、引き続き、迅速に対応できる努めて参ります。	
13-3	<p>3. アマチュア局の設置場所変更検査の省略（昭 58 郵告 532）について 賛成する。手続の簡素化につながり、行政・免許人双方に利益となると考えられる。 また免許証票が廃止され、設置場所変更の検査が実質的に省略されることから、移動する局との差が事実上なくなる。そこで、空中線電力 50W を超える無線局についても「常置場所以外の場所で使用する場合の空中線電力は、50W 以下かつ許可された空中線電力以下に限る」と付款を付け、移動する局・しない局を統合することを要望する。 これにより、行政は免許管理が簡素化でき、免許人は同じ呼出符号で複数の免許を持ち、出力別に送信機を 2 台用意する必要がなくなり、効率よく、また柔軟な運用ができると考えられる。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。 なお、付款を付けるとの御意見については、要望として承ります。</p>	無
14	<p>改正にはほぼ賛成しますが、4MA2HDの表記はやめてください。 誰が見てもわからないでは免許状としては存在感の無いものでしょう。 ぜひ今回の改正で改正してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>4MA等の表記は、アマチュア局における申請書記載や免許状表記の簡素化を目的として制度化したものです。制度の趣旨についてご理解ください。</p>	無
15-1	<p>1 別添 1-1（電波法施行規則） P6 第 38 条第 3 項 ～その無線設備の「常置場所（略）」に同項の免許状を備え付けなければならない。 （修正意見） 「常置場所（略）」を「常置場所（略）又は送信装置のある場所」に修正する。 （理由） 移動運用するアマチュア局においては、今般の無線局免許証票の廃止に伴い、無線局の免許を受けている証がなくなるため、移動運用時等に免許状を携帯したいとする要望が推測されることから、より柔軟な扱いとするため。 【一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会】</p>	<p>無線局データベースを含め情報通信システムの充実が図られ、例えば総務省電波利用ホームページの「無線局情報検索」においても免許の確認が可能となっている状況を踏まえ、免許証票を廃止したものであり、免許状を携帯しなくとも無線局監理上の支障がないこ</p>	無

		とから、原案どおりとさせていただきます。	
15-2	<p>2 別添 1-1 (無線局免許手続規則) P194 別表第二号の三第 3 (無線局事項書及び工事設計書) 様式中「1 免許の番号」 (修正意見) 「1 免許の番号」の右の欄に 「A 第 号」を追記する。 (理由) アマチュア局に特化した様式であるため、改正前の様式と同様の記述とする。 申請者が錯誤により、無線局の免許番号ではなく、無線従事者免許証の番号を記入する懸念があるため。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、 修正いたします。</p>	有
15-3	<p>3 P198 別表第二号の三第 3 (無線局事項書及び工事設計書) 注 14 (3) 無線設備の一部を改正する省令～ (修正意見) (3) を削除する。 (理由) 当該注の内容は H29. 11. 30 までに許可を受ける場合に適用されるものであり、今回の改正省令が施行される H31. 1. 1 には該当する場合がないため。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、 修正いたします。</p>	有
16-1	<p>《該当箇所》 施行規則 第 38 条第 2 項 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、<u>主たる送信装置のある場所</u>の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。 (意見・要望) 免許状の掲示場所を次のように改めていただきたい。 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、<u>主たる送信装置のある場所若しくは主たる通信を行う場所</u>の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。</p>	<p>懸念されている点については、従来から「ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。」との規定により対応していることから、原案どおりとさせていただきます。</p>	無

	<p>【理由】 無線航行移動局や船舶地球局の送信装置は、レーダーマストやアップーブリッジなど屋外に設置されるため、これらの局の多くは、但し書きが適用されることになる。このため、レーダー指示器やインマルの制御器が設置される船橋などの室内に免許状を掲げるように「主たる通信を行う場所」を追加していただきたい。 海上保安庁の臨時検査や登録点検等事業者による点検において、免許状が主たる通信を行う場所に掲示されている方が、容易に確認できるものと思われる。 【一般社団法人 全国船舶無線協会】</p>		
16-2	<p>《該当箇所》 施行規則 別表第五号の三 注3 3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。 (意見・要望) ①様式のサイズ(長辺、短辺)が不明であるので規定していただきたい。 ②注3を以下のように改めていただきたい。 3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。 【理由】 他の関連する規則(免許規則・登録検査等規則)における用語の用例と整合が取れていないため。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、修正いたします。</p>	有
16-3	<p>《該当箇所》 施行規則、免許規則 (意見・要望) 各提出書類に記載する提出年月日等「日付」の記載について特に説明がありませんが、西暦及び和暦の両方を認めていただきたい。</p>	<p>現在も西暦及び和暦の両方を認めており、改正後も従前どおりとします。</p>	無
16-4	<p>《該当箇所》 免許規則 第16条の3 再免許の申請が～中略～その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容(免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの)と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する再免許申請書にその旨を記載して再免許申請書に添付する書類の提出を省略することができる。</p>	<p>① について 免許規則第16条の3は、再免許申請時の添付書類が無線局事項書及び工事設計書のみで申請できる局種を対象に規定したものです。 船舶地球局の再免許申請</p>	無

	<p>(意見・要望)</p> <p>①本条項の対象局に船舶地球局が含まれていませんが、その理由を教えてください。</p> <p>②改正前の無線局事項書及び工事設計書を用いた無線局にも、この条項が適用されるように、「同一」の解釈について経過措置等を設けていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>条文には「現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一」とありますが、改正前に提出した無線局事項書や工事設計書は、新旧で記載項目が異なるため、まったく同一とは言えません。施行後直ちにこの条項を活かすために、「同一」の解釈について経過措置等を設ける必要があります。</p>	<p>時の添付書類については、前記の書類の他に必要な書類があるため対象としていません。</p> <p>② について</p> <p>再免許申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許の添付書類と同じ内容であれば同一としているものであり、経過措置を設けなくとも、施行後直ちに規定の適用を受けることができることから、原案どおりとさせていただきます。</p>	
16-5	<p>《該当箇所》</p> <p>免許手続規則 第 16 条の 3</p> <p>免許手続規則 第 17 条</p> <p>(意見・要望)</p> <p>無線局の再免許の申請において、第 16 条の 3 と第 17 条の両条の適用が可能な場合はどのように対応すればよいのか。</p> <p>申請者に有利となる条項を選択すればよいのでしょうか。</p> <p>MS 並びに MSS について具体例を示して両条の使い分けを明示していただきたい。</p>	<p>第 16 条の 3 は、局種を限定し無線局事項書及び工事設計書の省略が可能となるよう規定したものです。</p> <p>第 17 条は、全ての無線局において工事設計書の省略が可能となるよう規定したものです。</p> <p>いずれの規定も「省略することができる。」としているものであり、船舶局のように両規定とも適用可能な場合は、再免許の申請者が、どの規定に沿って申請するか選択していただくこととなります。</p>	無

16-6	<p>《該当箇所》 免許規則 第 25 条第 4 項 4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。 (意見・要望) 「法第 18 条第 1 項ただし書の規定により、変更検査を受けることを要しない。」と条件を付した変更許可通知書の交付を受けた場合は、この条項の適用外とし、下記のように但し書きを追加していただきたい。 4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。<u>ただし、法第 18 条第 1 項ただし書の規定により、変更検査を受けることを要しない場合は、この限りではない。</u></p>	変更検査を受けることを要しない場合であっても、工事完了届の提出は必要なことから、原案どおりとさせていただきます。	無
16-7	<p>《該当箇所》 免許規則 第 25 条第 4 項第 5 号 五 変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。） (意見・要望) 第 25 条第 4 項第 5 号を以下のように改めていただきたい。 五 変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号 【理由】 他の関連する規則（免許規則・登録検査等規則）における用語の用例と整合が取れていないため。</p>	頂いた御意見のとおり、修正いたします。	有
16-8	<p>《該当箇所》 免許規則 別表第二号第 3 注 7 7 6 の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。</p>	頂いた御意見のとおり、修正いたします。	有

	<p>(意見・要望) 住所の記載欄は、フリガナの記載を求めているないので、6の欄の記載方法から「フリガナを付けること」を削除していただきたい。 なお、MS、TG、MSS、RO及びDSについて、住所にフリガナの記載を求めるなら、7の欄と同様に住所にもフリガナの欄を設けていただきたい。</p> <p>【理由】 別表第二号第3及び別表第二号の三第2を除き、他の様式では住所にフリガナの記載は求めている。</p>		
16-9	<p>《該当箇所》 免許規則 別表第二号第3 17、19の欄 (意見・要望) 17電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄に「(1)法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備」があり、19電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄に「(2)(1)以外の無線設備」とあるが、様式と記載要領との間で整合性が取れていないので、整合を図るよう修正していただきたい。 なお、旧様式では、20電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄に、「(1)法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備」と「(2)(1)以外の無線設備」があります。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、「17電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄を「法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備」と修正し、「19電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄を「17以外の無線設備」と修正いたします。</p>	有
16-10	<p>《該当箇所》 免許規則 別表第二号第3 注16 (3) (3)船舶局にあつては、各無線設備に、該当する機器並びに希望する電波の型式、周波数及び空中線電力について、該当する口にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器並びに電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。 (意見・要望) 注16として下記の記載要領を(3)に追加していただきたい。 (3)船舶局にあつては、各無線設備に、該当する機器並びに希望する電波の型式、周波数及び空中線電力について、該当する口にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器並びに電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。<u>なお、該当する機器を有しない場合又は口にレ印を付けていない希望する電波の型式及び周波数については、機器又は装置のタイトル行</u></p>	<p>頂いた御意見は、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>を除き各行の記載を省略することができる。</p> <p>【理由】 簡素化の趣旨に則り、 unnecessaryな記載をなるべく省略できるようにしていただきたい。 (下記の記載例を参照してください。)</p> <p>【記載例】</p> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>衛星非常用位置指示無線標識</td> <td>[N]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>G1B</td> <td>406.025MHz</td> <td>5.0W</td> <td rowspan="5"> □にレ印のないこの部分の記載を省略することができるようにしていただきたい。 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>G1B</td> <td>406.028MHz</td> <td>5.0W</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>G1B</td> <td>406.031MHz</td> <td>5.0W</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>G1B</td> <td>406.037MHz</td> <td>5.0W</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>G1B</td> <td>406.04MHz</td> <td>5.0W</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>A3X</td> <td>121.5MHz</td> <td>0.05W</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/>	衛星非常用位置指示無線標識	[N]			<input checked="" type="checkbox"/>	G1B	406.025MHz	5.0W	□にレ印のないこの部分の記載を省略することができるようにしていただきたい。	<input type="checkbox"/>	G1B	406.028MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	G1B	406.031MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	G1B	406.037MHz	5.0W	<input type="checkbox"/>	G1B	406.04MHz	5.0W	<input checked="" type="checkbox"/>	A3X	121.5MHz	0.05W			
<input checked="" type="checkbox"/>	衛星非常用位置指示無線標識	[N]																																
<input checked="" type="checkbox"/>	G1B	406.025MHz	5.0W	□にレ印のないこの部分の記載を省略することができるようにしていただきたい。																														
<input type="checkbox"/>	G1B	406.028MHz	5.0W																															
<input type="checkbox"/>	G1B	406.031MHz	5.0W																															
<input type="checkbox"/>	G1B	406.037MHz	5.0W																															
<input type="checkbox"/>	G1B	406.04MHz	5.0W																															
<input checked="" type="checkbox"/>	A3X	121.5MHz	0.05W																															
16-11	<p>《該当箇所》 免許規則 別表第二号第3 注25</p> <p>(1) 国際航海に従事する船舶については、国際総トン数を具体的に記載すること。 (2) 国際航海に従事しない船舶については、国内総トン数を具体的に記載すること。 (3) 国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているものについては、(2)に加え、41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。 (意見・要望) 簡素化の趣旨に則り、総トン数の表記をコード化するようご検討いただきたい。</p> <p>【理由】 前々回の免則では、総トン数はコード化されていたが、前回の改正で具体的なトン数を記載するようになりました。しかし、そのメリットは少なく、些細なトン数変更で船舶関係事項変更届を提出しなければならなくなった。申請手続の簡素化を図るためトン数のコード化を希望します。</p>	船舶用各種無線機器の基礎資料を確保するためには、トン数の把握が必要なことから原案どおりとさせていただきます。	無																															
16-12	<p>《該当箇所》 免許規則 別表第二号の二第6 5の欄 5 5の欄は、次によること。</p> <p>(1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。<u>ただし、検定合格機器（施行規則第11条の5各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u> (2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。</p>	検定合格機器や適合表示無線設備の場合、電波法第3章による技術基準に適合した機器として扱っていることから、御意見を踏まえ、免許規則別表第2号の2第6 5の欄の記載方法を修	有																															

	<p>(3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当する口にレ印を付けること。</p> <p>(4) 変調方式コードの欄は、電波の型式に対応する変調の方式について、コード表により該当するコードを記載すること。</p> <p>(5) 製造者名の欄は、当該機器の製造者名を記載すること。<u>ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(意見・要望)</p> <p>検定合格機器又は適合表示無線設備にあつては、次のように、定格出力、空中線電力、空中線電力低下の有無、変調方式及び製造者名の記載も省略できるようにご配慮いただきたい。</p> <p>5 5の欄は、次によること。</p> <p>(1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。<u>ただし、検定合格機器（施行規則第11条の5各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。<u>ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当する口にレ印を付けること。<u>ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(4) 変調方式コードの欄は、電波の型式に対応する変調の方式について、コード表により該当するコードを記載すること。<u>ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>(5) 製造者名の欄は、当該機器の製造者名を記載すること。<u>ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。</u></p> <p>【理由】</p> <p>従前から検定合格機器又は適合表示無線設備にあつては、定格出力、空中線電力、空中線電力低下の有無、変調方式及び製造者名の記載を省略しているため。</p>	<p>正します。</p>	
<p>16-13</p>	<p>《該当箇所》</p> <p>免許規則 別表第二号の二第6 空中線系の欄及び12の欄</p> <p>(意見・要望)</p> <p>簡素化の趣旨に沿って、空中線系の記載は、個々の空中線の記載を省略して、「無線設備系統図及び機器配置図に記載のとおり」と記載できるように、記載要領を改めていただきたい。</p>	<p>頂いた御意見については、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>16-14</p>	<p>《該当箇所》</p>	<p>船上通信設備の無給電空</p>	<p>無</p>

	<p>免許規則 別表第二号の二第6 8の欄</p> <p>8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、8の欄から11の欄までは、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び <u>船上通信設備（固定されたものに限る。）</u>の空中線について記載すること。</p> <p>（意見・要望）</p> <p>船上通信設備用の空中線であって、無給電空中線（送信機の出力端子に直接接続していない空中線）の記載を省略できるようにしていただきたい。</p> <p>8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、8の欄から11の欄までは、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び <u>船上通信設備（固定されたもの（無給電空中線を除く。）に限る。）</u>の空中線について記載すること。</p>	<p>中線は無線設備の一部であることから、原案どおりとさせていただきます。</p>	
16-15	<p>《該当箇所》</p> <p>免許規則 別表第二号の三第2 注7</p> <p>7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、<u>フリガナを付けること。</u>ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。</p> <p>（意見・要望）</p> <p>住所の記載欄は、フリガナの記載を求めているので、6の欄の記載方法から「フリガナを付けること」を削除していただきたい。</p> <p>なお、MS、TG、MSS、R0及びDSに限り住所にフリガナの記載を求めるなら、7の欄と同様に住所にもフリガナの欄を設けていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>別表第二号第3及び別表第二号の三第2を除き、他の様式では住所にフリガナの記載は求めている。</p>	<p>頂いた御意見のとおり、修正いたします。</p>	有
16-16	<p>《該当箇所》</p> <p>免許規則 別表第二号の三第2 20の欄及び30の欄</p> <p>（意見・要望）</p> <p>20の欄（電波の型式、希望する周波数の範囲及び空中線電力）と30の欄（機器の種類）が「対」を成すようにご検討していただきたい。別添に一例を提案します。</p>	<p>頂いた御意見については、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
16-17	<p>《該当箇所》</p>	<p>別表第4号は無線局変更</p>	無

	<p>免許規則 別表第四号 (意見・要望) 提出根拠の条文に「□ その他」を追加していただきたい。 【理由】 免許人の住所や免許人の名称等が変更になったときにも、無線局の変更申請書(届出書)を使用したい。</p>	<p>申請書(届出書)であり、提出する際の根拠条文中に「□ その他」を追加することは、その主旨から外れることとなりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>	
16-18	<p>《該当箇所》 登録検査等規則 別表第八号 注3 3 法第10条第2項の点検である場合には、予備免許通知書の番号を記載すること。 (意見・要望) ①様式のサイズ(長辺、短辺)が不明であるので規定していただきたい。 ②注3を以下のように改めていただきたい。 3 法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「<u>変更許可通知書の番号</u>」を記載すること。 【理由】 他の関連する規則(施行規則・免許規則)における用語の用例と整合が取れていないため。</p>	<p>①について 頂いた御意見のとおり、修正いたします。 ③について 注3は、免許番号の欄となります。法第10条第2項の点検の場合は、まだ免許番号が無いので、「予備免許通知書の番号」を記載することとなりますが、法第18条第2項の点検の場合は、既に免許番号があるので、その免許番号を記載することとなります。よって、原案どおりとさせていただきます。</p>	有
17	<p>本改正案は無線局免許等の電子申請の普及・促進を目的としたものであり、電波免許申請における各種手続きの効率化が図られる内容であることから、本案に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	無
18-1	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案(様式部分のみ)(別添1-2) 本省令改正の書面申請の様式変更に伴い、電子申請においても入力様式が一部変更(書面様式の規定による電子申請の様式コード変更、申請書の統一化による記載項目の削除等)となり、社内システムの改修が必要となるため、各省令改正の施行日の3か月前までには、電子申請の入力様式について、事業者へ情報開示していただきたい</p>	<p>電子申請の入力様式の事業者への情報開示については、要望として承ります。</p>	無

	とを考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
18-2	施行後の新様式の運用については、上述のとおり電子申請の入力様式の変更もあることから、円滑な移行が可能となるよう、各施行日より6か月間は旧入力様式でも電子申請を実施できるように並行運用期間を設定していただきたいと考えます。	公布から施行日（平成 31 年 1 月 1 日）まで、一定程度の周知期間を確保する予定です。 また、電子申請の新旧入力様式の並行運用を実現するには、新たなシステムの構築が必要となるため、並行運用期間の設定については予定しておりません。	無
19	移動する局であっても、無線局免許状は常に掲示すべきだと思います。 なぜなら、違法な無線局を抑止することができるからです。 【不明】	頂いた御意見については、要望として承ります。 なお、移動する局においては、原案どおり、「無線設備の常置場所への備え付け」を条件とさせていただきます。	無
20-1	申請業務の効率化に繋がると期待している一方、新たな申請システム・簡素合理化の検討等に当たっては利用者の細かな要望も取り入れられるよう、密な意見交換をお願いしたい。 【東京電力パワーグリッド株式会社】	引き続き、意見交換に努めてまいります。	無
20-2	●電子申請の利用が無い手続の関わる電子申請の廃止に関して 電子申請の利用が無い手続については廃止を検討するだけでなく、利用促進方策についても検討し、総合的に判断して頂きたい。 当社が一部手続において電子申請をしない理由としては、申請書作成機能の不便さが挙げられる。 例) 無線従事者届出の場合 紙のフォーマットにおいては、社内管理データと表計算ソフトを用いることで無線局一覧・無線従事者一覧を一括作成可能であるのに対し、現状の電子申請フォーマットでは1局ごと・1名ごとの入力が必要となるため利用には多大な時間がかかる。	頂いた御意見は、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。	無

	例えばCSVフォーマットの読み込み機能を実装するなどすれば利便性が向上し利用率の向上が見込める。		
20-3	<p>●再免許申請手続きの簡素合理化</p> <p>再免許申請時の事項書の各記載項目についても改めて要否を検討頂きたい。</p> <p>例えば、再免許の目的は当然ながら継続使用であるため、申請目的は記載不要として頂きたい。</p>	<p>再免許申請時には、改めて、継続開設を必要とする理由等を審査する必要があります。</p> <p>制度の趣旨にご理解願います。</p>	無
20-4	<p>●免許状の備付の簡素合理化について</p> <p>本改正案が適用されれば”主たる送信機の設置場所への免許状掲示”は不要となるが、”無線局への免許状の備付”は継続して必要となる。</p> <p>この場合、新免許状発行による差し替え対応は依然として必要となる。一層の負担軽減のため備付場所は無線従事者の常駐場所等にご検討頂きたい。</p> <p>なお、現在の法令においても備え付け場所の特例が”電波法施行規則第38条の三”および”告示第1017号”で規定されており、”備え付けが困難であるか不合理である場合”に適用できるとされている。しかし、この適用条件の解釈が不明確であるため、これを明確にし、広く適用可能とすることで簡素合理化を進めて頂きたい。</p>	<p>頂いた御意見は、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
20-5	<p>●免許の有効期間が過ぎた免許状に関する返納の簡素合理化について</p> <p>現在、新免許状が発行された際は、新旧免許状を速やかに差し替えた上で旧免許状を返納している。</p> <p>再免許時には、免許の有効期間が過ぎた免許状を返納していることになるが、これについては免許人が廃棄しても管理上の問題は発生しないと考えられる。</p> <p>ついては、有効期間が過ぎた免許状については返納義務を免除して頂きたい。</p> <p>なお、免許の有効期間中に変更手続きを実施した場合には、”標記上、有効に見える旧免許状”の返納は管理上必要であると理解している。</p>	<p>頂いた御意見は、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。</p>	無
21-1	<p>・「無線局免許証票」の廃止(施行規則38条3項の改正)に関して</p> <p>基本的には賛成しますが、証票の廃止により、移動免許を受ける事が認められない50W 超出力の無線機を持ち出して運用してしまう無線従事者が出て来ないとも限りません。</p> <p>また、許可を受けていない無線機を外に持ち出して運用してしまう恐れも多分にあります。</p> <p>それを防ぐ為の方策を考えているのでしょうか。</p>	<p>総務省電波利用ホームページの無線局検索情報により、移動しないアマチュア局や移動するアマチュア局であることの確認はできることから無線局監理上、支障ないと考えています。</p>	無

	もし、何も考えていないとしたら無策ではないでしょうか。 【個人】		
21-2	<p>・無線局免許申請様式の変更に関して</p> <p>「設計書」欄に存在する「送信空中線の型式」について、移動局については省略が認められている物の、依然として固定局については記載が必要ですが、本来は省くべきではないでしょうか。</p> <p>コンディションによって複数のアンテナを使い分けるのは誰もがやるであろう事であり、業務局ならまだしも、それをアマチュア局に迄課す理由が全く分かりません。</p> <p>場合によって、アンテナの形式を全て記載せねばならず、全く非効率的、かつ、「無駄の象徴」であり、この「使用空中線の記載欄」こそ即刻廃止する事が必要と考えます。</p> <p>廃止出来なかった理由、あるいはしなかった理由を明確にお答え下さい。</p> <p>【個人】</p>	頂いた御意見は、情報通信行政を進める上での今後の参考とさせていただきます。	無

